

火を使用する すべての飲食店に 消火器の設置が 必要です

飲食店

火を使用する
設備又は器具がありますか？



はい

設置義務あり※

※ 防火上有効な措置が講じられたものは除く

いいえ

設置義務なし

万が一に備え設置を推奨します

防火上有効な措置とは

設備又は器具に次の安全装置などがついている場合は
消火器設置義務対象外となります。

【調理油過熱防止装置】

▶ 鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置

【自動消火装置】

▶ 設備又は器具の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置

【圧力感知安全装置】

▶ カセットボンベの圧力の上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止する装置



自動消火装置作動状況

対象外となる場合は一度消防本部へご連絡下さい

消火器を設置するにあたって

火災時は初期消火が非常に重要です
初期消火には消火器が最適です

消火器と標識も設置



6か月ごとに点検



点検結果報告書の提出
1年に1回消防署へ ※



消火器の点検と報告について

消火器は6か月ごとに点検し、1年に1回消防署への報告が義務付けられています。

実は消火器はご自身で点検・報告ができます

点検パンフレット



点検アプリ



点検結果報告

点検結果報告書は2部作成した後
消防本部予防課へ提出してください。

お客様に安心して利用してもらうために

消火器はどんな場所に置けばいいの？
消火器の設置義務免除に該当するのかな？
他の消防用設備が必要かもしれない？



**設備を設置せず、気付かず消防法違反になっていることがあります。
罰則がありますので、必ず消防署にご連絡下さい！**

詳細については下記にお問い合わせください

四国中央市消防本部
予防課 予防係

四国中央市中曾根町500番地
TEL. 0896-28-9119(代表)
TEL. 0896-28-6937(直通)